

「沖縄の食文化関連資料」使用承諾条件書

令和 3年9月

本書は、下記「沖縄の食文化関連資料（以下「関連資料」という。）」を使用させるにあたって、沖縄県の承諾条件を明記したものである。

【沖縄の食文化関連資料】

- ① 「沖縄の伝統的な食文化」ロゴマーク
- ② 「沖縄の伝統的な食文化」キャッチコピー 「伝えよう 広めよう ウチナーの食文化」
- ③ 「琉球料理传承人」ロゴマーク
- ④ 「琉球料理担い手育成講座」受講生教本
- ⑤ 「琉球料理ガイドブック」
- ⑥ 「沖縄の伝統的な食文化素材画像」
- ⑦ 「沖縄の伝統的な食文化」
Web サイト <http://ryukyuryouri.com/> に掲載しているコンテンツ

1 禁止事項

「関連資料」について以下の行為を一切禁止する。

- (1) 公序良俗に反する使用や有償で使用すること。
- (2) 沖縄県に無断で、配付、貸付、転載、放送、ネットワーク上へアップロード等（以下「配付等」という。）すること。
- (3) 第三者へ譲渡、販売、若しくは担保に供し、又はこれらに類する一切の行為を行うこと。
- (4) 二次的著作物を作成すること。（著作物である写真をデジタル加工する、言語の著作物を他言語で表現しなおす等）
- (5) その他沖縄県が不適切と判断する行為を行うこと。

2 使用条件

- (1) 本書の内容を承諾することを条件に「沖縄の食文化関連資料使用承諾申請書（様式1）」により申請し、沖縄県より「沖縄の食文化関連資料使用承諾書（様式2）」により使用承諾を受けた者（以下「使用者」という。）のみに関連資料を配付等する権利を承諾する。
- (2) 関連資料の著作権は沖縄県に帰属する。本書は、著作権を沖縄県が使用者へ譲渡することを承諾するものではない。

3 関連資料の第三者への配付

- (1) 使用者は、沖縄県に事前に許可を得た上で、関連資料を第三者へ配付等を行うことができる。この場合使用者は、配付等にあたって第三者から対価を徴収してはならない。
- (2) 使用者は、第三者へ関連資料を配付等するにあたって、本書に定める条件等を第三者にも同様に課するものとする。
- (3) 使用者から配付等を受けた第三者が本書の定める条件に違反したとき、又は著作権やその他知的財産権を侵害したときは、配付等を行った使用者が責任をもって対処し、解決するものとする。

4 その他

- (1) 本書の効力は、「使用者」が沖縄県より「関連資料」の使用承諾を受けた日から発生するものとする。
- (2) 「使用者」が本書の項目に違反したとき、又は著作権やその他の知的財産権を侵害したときは、沖縄県は「使用者」の「関連資料」の使用を禁止し、それによって生じた損害を「使用者」に請求できるものとする。